

# 国立大学法人富山大学学位規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正	平成27年3月19日改正
平成28年3月17日改正	平成30年1月18日改正
平成30年3月27日改正	令和元年9月24日改正
令和2年1月28日改正	令和4年3月22日改正
令和6年3月26日改正	

## (趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、国立大学法人富山大学学則（以下「学則」という。）第79条第2項及び国立大学法人富山大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条第3項の規定に基づき、富山大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

## (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に授与する。

5 専門職学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

## (学位に付記する専攻分野の名称等)

第4条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、次項に規定するものを除き、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 本学において授与する専門職学位は、別表第4のとおりとする。

## (学位論文)

第5条 本学大学院の学生が、修士論文（大学院学則第37条第1項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査を申請しようとするときは、学位論文審査申請書に学位論文及び研究科又は学環（以下「研究科等」という。）が定める書類を添え、研究科長又は学環長（以下「研究科長等」という。）を経て学長に提出するものとする。

2 第3条第4項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文並びに当該博士論文の概要（要旨）、目録、履歴書、研究歴に関する証明書及び別に定める額の学位論文審査手数料を添え、研究科長等を経て学長に提出するものとする。

## (学位論文の受理及び審査の付託)

第6条 前条の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会又は学環委員会（以下「研究科委員会等」という。）の意見を聴いて、学長がこれを決する。

2 前項により学位論文を受理したときは、学長は、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。  
（審査委員）

第7条 前条第2項の規定により学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会等は、論文内容に関連する研究分野の教授のうちから3人以上の審査委員を選出し、当該論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、当該研究科等、他の研究科等、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として委嘱することができる。

（学位論文の審査及び試験）

第8条 審査委員は、第6条第1項の規定により受理した学位論文については、審査及び試験を行う。

2 試験は、当該論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆記により行う。

（学力の確認）

第9条 第5条第2項による学位申請の場合の学力の確認は、研究科委員会等が委嘱した教員が行うものとする。

2 前項による学力の確認は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。

3 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の期間を在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、第5条第2項による学位申請を行ったときは、研究科等が定める年限以内の申請である場合に限り、第1項に規定する学力の確認を行わないことができる。

（審査委員の報告）

第10条 審査委員は、第8条の規定により学位論文の審査及び試験を行ったときは、研究科委員会等に報告しなければならない。

（研究科委員会等の審議）

第11条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき、学位論文等の審査及び試験の合否等について審議する。

2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

（学長への報告）

第12条 研究科長等は、前条に規定する議決をしたときは、その結果について速やかに学長に意見を述べるものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第13条 学長は、前条の意見を聴いて、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与について決定する。

2 学長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する者には所定の学位記を授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

（博士論文の要旨等の公表）

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（博士論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の

承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(文部科学大臣への報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、富山大学と付記するものとする。

2 前項の学位の使用にあたり、共同教育課程において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、すべての構成大学の名称を付記するものとする。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式第1-1号から別記様式第5号までとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は、当該教授会又は研究科委員会等の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の場合において、教授会又は研究科委員会等の議事は、出席者の3分の2以上をもって決し、その結果について、速やかに学長に意見を述べるものとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第11条の規定に基づき、国立大学法人富山大学成立の際現に、改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科薬科大学がそれぞれ設置する大学（以下「旧富山大学及び旧富山医科薬科大学」という。）に在学する者は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程又は大学院の課程を修了するため必要であった課程の履修を富山大学において行うものとし、教育課程の履修その他当該学生の教育に関する事項は、旧富山大学及び旧富山医科薬科大学の学位規則等を準用する。

#### 附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成27年3月31日以前に本学の博士課程又は博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者のうち、退学後1年以内に学位（博士（薬学）及び博士（薬科学）の学位を除く。）を授与するときは、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月18日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

## 別表第1 (第4条関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称 (英語表記)

学部	学科	専攻分野の名称
人文学部 (School of Humanities)	人文学科 (Department of Humanities)	文学 (Arts)
教育学部 (School of Education)	共同教員養成課程 (Joint Institute of Teacher Education)	教育学 (Education)
経済学部 (School of Economics)	経済経営学科 (Department of Economics and Business Administration)	経済経営学 (Economics and Business Administration)
理学部 (School of Science)	理学科 (Department of Sciences)	理学 (Science)
医学部 (School of Medicine)	医学科 (Department of Medicine)	医学 (Medicine)
	看護学科 (Department of Nursing)	看護学 (Nursing)
薬学部 (School of Pharmacy and Pharmaceutical Sciences)	薬学科 (Department of Pharmacy)	薬学 (Pharmacy)
	創薬科学科 (Department of Pharmaceutical Sciences)	薬科学 (Pharmaceutical Sciences)
工学部 (School of Engineering)	工学科 (Department of Engineering)	工学 (Engineering)
芸術文化学部 (School of Art and Design)	芸術文化学科 (Department of Art and Design)	芸術文化学 (Art and Design)
都市デザイン学部 (School of Sustainable Design)	地球システム科学科 (Department of Earth System Science)	理学 (Science)
	都市・交通デザイン学科 (Department of Civil Design and Engineering)	工学 (Engineering)
	材料デザイン工学科 (Department of Materials Design and Engineering)	工学 (Engineering)

別表第2（第4条関係）

修士の学位に付記する専攻分野の名称（英語表記）

研究科等	専攻	専攻分野の名称
人文社会芸術総合研究科 (Graduate School of Humanities, Arts, and Social Sciences)	人文社会芸術総合専攻 (Humanities, Arts, and Social Sciences)	心理学 (Psychology)
		文学 (Arts)
		芸術文化学 (Art and Design)
		経済学 (Economics)
		経営学 (Business Administration)
総合医薬学研究科 (Graduate School of Medicine and Pharmaceutical Sciences)	総合医薬学専攻 (Medicine and Pharmaceutical Sciences)	医科学 (Medical Sciences)
		看護学 (Nursing Sciences)
		薬科学 (Pharmaceutical Sciences)
理工学研究科 (Graduate School of Science and Engineering)	理工学専攻 (Science and Engineering)	理学 (Science)
		工学 (Engineering)
		理工学 (Science and Engineering)
		数理情報学 (Mathematics and Informatics)
持続可能社会創成学環 (Graduate School of Sustainability Studies)	/	学術 (Social Data Science)
		サステイナビリティ学 (Sustainability Science)
医薬理工学環 (Graduate School of Pharma-Medical Sciences)	/	薬科学 (Pharmaceutical Sciences)
		神経科学 (Neuroscience)
		医工学 (Biomedical Engineering)

別表第3（第4条関係）

博士の学位に付記する専攻分野の名称（英語表記）

研究科等	専攻	専攻分野の名称
総合医薬学研究科 (Graduate School of Medicine and Pharmaceutical Sciences)	総合医薬学専攻 (Medicine and Pharmaceutical Sciences)	看護学 (Nursing Sciences)
		薬科学 (Pharmaceutical Sciences)
		医学 (Medical Sciences)
		薬学 (Pharmacy)
理工学研究科 (Graduate School of Science and Engineering)	理工学専攻 (Science and Engineering)	数理情報学 (Mathematics and Informatics)
		理工学 (Science and Engineering)
		理学 (Science)
		工学 (Engineering)
医薬理工学環 (Graduate School of Pharma- Medical Sciences)		薬科学 (Pharmaceutical Sciences)
		神経科学 (Neuroscience)
		医工学 (Biomedical Engineering)

別表第4（第4条関係）

専門職学位（英語表記）

研究科	専攻	学位
教職実践開発研究科 (Graduate School of Teacher Training Development)	教職実践開発専攻 (Teacher Training Development)	教職修士（専門職） (Master of Education (Professional))

別記様式第1-1号(第18条関係)

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記(教育学部を卒業した場合を除く)

富(人、経、理、医、看、薬、創、工、芸又は都)第 号	
学 位 記	University of Toyama
大学印	Hereby Confers upon
氏名	《氏名》
年 月 日生	Date of Birth:《生年月日》
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて卒業したことを認め学士(「専攻分野」)の学位を授与する	the Degree of Bachelor of 《専攻分野》
年 月 日	for Having Completed the Requirements of the Department of 《学科》 at the School of 《学部》 on this 《授与日》
	Degree Number:《学位記番号》
富山大学 学部長 氏名	《学部長署名》 《学部長名》 Dean of the School of 《学部》
富山大学学長 氏名	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA

別記様式第1-2号(第18条関係)

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記(教育学部を卒業した場合)

富教第 号	
学 位 記	University of Toyama
富山大学印	Joint Institute of Teacher Education School of Education
氏名	《氏名》
年 月 日生	Date of Birth:《生年月日》
富山大学教育学部及び金沢大学人間社会学域学校教育学類の共同教員養成課程所定の課程を修めて卒業したことを認め学士(教育学)の学位を授与する	the Degree of Bachelor of Education
年 月 日	for Having Completed the Requirements of the Department of Joint Institute of Teacher Education at the School of Education on this 《授与日》
富山大学教育学部長 金沢大学人間社会学域学校教育学類長	Degree Number:《学位記番号》
氏名	《学部長署名》 《学部長名》 Dean of the School of Education
氏名	《学類長署名》 《学類長名》 Dean of the School of Teacher Education
富山大学学長	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA
金沢大学学長	《学長署名》 《学長名》 President KANAZAWA UNIVERSITY
氏名	
氏名	

別記様式第2号(第18条関係)  
第3条第2項の規定により授与する修士の学位記

富(人社、総医、理、持環又は医環)修第 号	
学 位 記	University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	Hereby Confers upon
氏名	《氏名》
年 月 日生	Date of Birth:《生年月日》
本学大学院 ○○研究科 ○○専攻/○○学環 の 修士課程/博士前期課程 を修了したので修 士(「専攻分野」)の学位を授与する	the Degree of Master of 《専攻分野》
	for Having Completed the Requirements for the Master's Program at the Graduate School of 《研究科等》 on this 《授与日》
年 月 日	Degree Number:《学位記番号》
富 山 大 学 長 氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>
	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA

別記様式第3号(第18条関係)  
第3条第3項の規定により授与する博士の学位記

富(総医、理又は医環)博甲第 号	
学 位 記	University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	Hereby Confers upon
氏名	《氏名》
年 月 日生	Date of Birth:《生年月日》
本学大学院 ○○研究科○○専攻/○○学環 の博士後期課程/博士課程 において所定の単 位を修得し下記博士論文の審査及び最終試験 に合格したので博士(「専攻分野」)の学位を授与 する	the Degree of Doctor of Philosophy in 《専攻分野》
博士論文名	for Having Completed the Requirements for the Ph. D. Program at the Graduate School of 《研究科等》 on this 《授与日》
年 月 日	Degree Number:《学位記番号》 Dissertation Title:《博士論文名》
富 山 大 学 長 氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>
	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA

別記様式第4号(第18条関係)  
第3条第4項の規定により授与する博士の学位記

富(総医、理又は医環)博乙第 号	
学 位 記	University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	Hereby Confers upon
氏名	《氏名》
年 月 日生	Date of Birth:《生年月日》
本学に下記博士論文を提出しその審査及び試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(「専攻分野」)の学位を授与する	the Degree of Doctor of Philosophy in 《専攻分野》
博士論文名	for Having Successfully Completed the Doctoral Dissertation and the Requirements on this 《授与日》
年 月 日	Degree Number:《学位記番号》 Dissertation Title:《博士論文名》
富 山 大 学 長 氏名	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>	

別記様式第5号(第18条関係)  
第3条第5項の規定により授与する専門職学位の学位記

富教職修第 号	
学 位 記	University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	Hereby Confers upon
氏名	《氏名》
年 月 日生	Date of Birth:《生年月日》
本学大学院教職実践開発研究科教職実践開発専攻の専門職学位課程を修了したので教職修士(専門職)の学位を授与する	the Degree of Master of Education (Professional)
年 月 日	for Having Completed the Requirements for the Professional Degree Program of Teacher Training Development at the Graduate School of Teacher Training Development on this 《授与日》
富 山 大 学 長 氏名	Degree Number:《学位記番号》
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA